

市町村健康づくり支援事業業務委託 企画提案競技実施要領

市町村健康づくり支援事業業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

市町村健康づくり支援事業業務委託

2 委託業務内容

別添の「市町村健康づくり支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。本業務を実施する上で、応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 契約限度額

7,062,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

※ 令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（8）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3） 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」に登録されている（登録されるものを含む）こと。
- (8) 令和3年4月以降当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国、地方公共団体、民間企業等における類似業務を元請けとして受託し、誠実に履行した実績を有すること。（類似業務とは、「健康づくり事業の企画・運営支援、研修会開催等の業務」をいう。）

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年3月 9日（月）	公募開始（HPの公開）
令和8年3月13日（金）17時必着	質問受付期限
令和8年3月17日（火）12時まで	質問回答HP掲載
令和8年3月23日（月）17時必着	企画提案競技参加申込書提出期限
令和8年3月26日（木）17時必着	企画提案書等提出期限
令和8年3月31日（火）までに通知	第1次審査（書類審査）
	※応募者が4者以上の場合のみ実施
令和8年4月上旬（予定）	プレゼンテーション審査
	※第1次審査通過者に対し実施
令和8年4月中旬（予定）	契約候補者等へ選定結果通知
令和8年4月中旬（予定）	契約締結予定

7 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式第1号「市町村健康づくり支援事業業務委託企画提案競技についての質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。必ず電話による到達確認を行うこと。

質問書メールの件名：質問書提出_市町村健康づくり支援事業業務委託

質問書メール送り先：(E-mail) a3570-16@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3575（直通）

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・健康づくり企画担当 あて

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。
なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(3) 受付期限等

受付期限：令和8年3月13日（金）17時必着

回答掲載：令和8年3月17日（火）12時までにホームページ掲載

8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、**様式第2号**「市町村健康づくり支援事業業務委託 企画提案競技参加申込書」を提出する。

(1) 提出期限

令和8年3月23日（月）17時必着

(2) 提出方法

電子メールとする。送信後、電話による到達確認を行うこと。

電子メールの件名：企画提案競技参加申込_市町村健康づくり支援事業業務委託

(3) 提出先

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・健康づくり企画担当

電話：048-830-3575（直通）

E-mail：a3570-16@pref.saitama.lg.jp

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年3月26日（木）17時必着

(2) 提出方法

印刷資料5部（正本1部、副本4部）を持参又は郵送とする。郵送の場合は必ず書留とすること。

併せて電子メールで以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

(3) 提出先

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・健康づくり企画担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）

電話：048-830-3575（直通）

E-mail：a3570-16@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

ア 企画提案書 **様式第3号**

様式第3号を表紙とし企画提案の内容を添付すること。

※ 「9（5）企画提案の内容について」参照

イ 業務工程表 **様式自由**

仕様書「4 業務内容」及び「5 埼玉県への報告等」の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。

ウ 業務実施体制調書 **様式第4号**

本業務委託を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）や、再委託する業務の内容及び範囲を示すこと。

エ 業務実績調書 **様式第5号**

「5 参加資格(8)」にある該当業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務に関係が深い実績を優先的に、5項目を限度に記載すること。

オ 見積書 **様式第6号**

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。併せて、仕様書「4 業務内容」及び「5 埼玉県への報告等」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

カ 会社概要書 **様式第7号**

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

キ 誓約書 **様式第8号**

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

ク 法人の定款の写し及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

提出日において発行日から3か月以内のもの。

(5) 企画提案の内容について

(4) アの企画提案書に添付する書類は任意とするが、仕様書等に基づいて作成し、次のア・イの内容を含めること。なお、企画提案書に添付する書類は、A4版片面で作成し、ページ数は写真、画像も含め20ページ以内とすること。

ア 仕様書「4 業務内容」(1)～(3)の各業務について実施する手順や活用可能な知識やノウハウ、ネットワーク、提案者の強みなどを具体的に示すこと。

イ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

(6) その他

ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補者の決定方法

(1) 審査方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「市町村健康づくり支援事業業務委託先選定委員会」（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。（審査は非公開）

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者であっても本企画提案競技を実施し、応募者多数の場合は事前に書類審査を行うことがある。

また、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

〈日時〉令和8年4月上旬予定

〈場所〉会場での実施を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間等を電子メール等で連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり20分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり15分程度とする。

ウ 出席者

1者につき3名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとする。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は企画提案書及びその他提出書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

第1次審査の結果（未実施の場合も含む）は、令和8年3月31日（火）までに応募者全員に電子メールで通知する。

(4) 審査基準

審査項目、審査の視点は概ね下記のとおりとする。

区分	審査項目	審査の視点
経験・能力、 業務の実施体制	業務実績 調査書	① 類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか。（類似業務とは、「健康づくり事業の企画・運営支援、研修会開催等の業務」をいう。）

		② 地域の社会資源(スポーツジムなど)を活用した健康づくり事業の取組実績を有しているか。
	業務実施体制調書、業務工程表、会社概要書	③ 業務を運営管理する体制は適切か。
		④ 業務責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか。
		⑤ 業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程であるか。
企画提案内容	企画提案書	⑥ 本業務を理解し、業務委託の目的を踏まえた取組が示されているか。
		⑦ 自らのノウハウやデータ等に基づき、適切に実施するものであるか。
		⑧ 専門家との連携等にも言及しているか。
		⑨ 高齢者や障害者など多様な背景を持つ方々も参加できる健康づくりを推進するための提案となっているか。
		⑩ 市町村を効果的に支援するアイデアを具体的に提案するものであるか。
		⑪ 共有研修会の開催は適切に実施するものであるか。
		⑫ 健康運動指導士及び健康運動実践指導者の資格更新研修は適切に実施するものであるか。
その他	見積書	⑬ 経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか。
	契約主体の拠点	⑭ 県内に本店又は契約の主体となる支店、営業所等を有する者であるか。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和8年4月中旬に電子メールで通知する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 契約の相手方の決定方法等

- (1) 県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による

業務委託契約を締結する。

- (2) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

13 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称の情報公開を行う。

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

14 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 問い合わせ先

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・健康づくり企画担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）

電 話：048-830-3575（直通）

E-mail：a3570-16@pref.saitama.lg.jp